

被災地から千葉県内へ避難されている方へ

社会福祉協議会による貸付制度のご案内

千葉県社会福祉協議会では今回の北海道胆振地方中東部を震源とする地震により被災された方（世帯）に対して生活費等の資金の貸付を行っています。貸付を希望される方は避難先の市町村社会福祉協議会までご相談・お申込みください。

※貸付制度のため返済義務が伴います。給付制度ではありませんのでご注意ください。

緊急小口資金（特例貸付）

○貸付対象【次の3つの要件のすべてに該当している方】

- 今回の北海道胆振地方中東部を震源とする地震により被災した地域から千葉県内に避難している方（世帯）で、当座の生活費を必要とする世帯
- 今後、千葉県内の避難先に1か月程度以上居住（滞在）する方
- 今後、継続的に連絡を取ることが可能な方

○貸付限度額

原則として10万円以内（無利子）

※ただし、次のいずれかに該当する場合は20万円以内とする

- (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき
- (3) 世帯員が4人以上いるとき
- (4) 世帯員に重傷者・妊産婦・学齢児童（小学生）がいる世帯等で特に千葉県社会福祉協議会会長が認めるとき

○貸付方法（条件）

- (1) 据置期間（返済猶予期間）：貸付した日から1年以内
- (2) 償還期限（返済期間）：据置期間経過後2年以内 ※無利子、ただし期限後は延滞利子5.0%

【返済の具体例】「2018年9月中旬に据置1年、償還2年で10万円を借りた場合」

⇒2018年10月から2019年9月まで据置期間です。償還開始は2019年10月1日となり、2021年9月末まで月額4,160円（最終回のみ4,320円）をご返済いただきます。

○申込み方法・手続きについて

- (1) 現在避難している市町村の社会福祉協議会の窓口までお申込みください。
- (2) 申請に当たっては被災地から避難されている事実確認を行わせていただきます。
- (3) 「借入申込書」及び「借用書」に記入していただきます。また、可能な範囲で下記必要書類等を提出していただきます。なお、書類等が揃えられない場合には窓口でご相談ください。
※窓口へ来所される際は可能な範囲で事前に必要書類等をご準備ください
- (4) 市町村社会福祉協議会で申請を受理し、千葉県社会福祉協議会で審査の上貸付を行います。
- (5) 貸付が決定になった場合、貸付金は原則として指定の口座へお振込みいたします。

【申請に必要な書類等】

- 本人確認ができる証明書（運転免許証、健康保険証、住基カード、パスポート、社員証等）
- 実印（なければ認印でも可、認印もない場合には拇印でも対応可とします）
- 印鑑証明書（後日提出でも可）
- 資金の振込先口座を確認できるもの（通帳もしくはキャッシュカード）

※書類等が準備できない場合には窓口でご相談ください

詳細については避難先の市町村社会福祉協議会までご相談ください